

答 弁 書

令和3年11月17日

大阪府労働委員会会長様

被申立人代理人

弁護士 中 川



申立人 大阪教育合同労働組合

被申立人 大阪府

上記当事者間の令和3年(不)第55号大阪府事件について、被申立人は次とおり答弁する。

記

第1 請求する救済の内容に対する答弁

本件救済申立てを却下するとの命令を求める。



第2 答弁の理由

本件の申立ての不適法

本件救済申立てのうち、被申立人の公立学校非常勤講師及び外国語指導員である申立人の組合員（甲第1号証のNo.1、No.2、No.5、No.16、No.17）は、地方公務員法（以下「地公法」という。）第22条の2の規定により任命された会計年度任用職員であり、同法第3条第3項に規定する特別職に該当しないことから、同条第2項の規定により一般職の地方公務員である。そのため、同法第4条第1項の規定により地公法の規定が適用されることとなることから、地公法適用者については同法第58条第1項により労働組合法（以下「労組法」という。）の適用が除外される。

また、本件救済申立てのうち、被申立人の公立学校常勤講師である申立人の組合員（甲第1号証のNo.3、No.4、No.6から9まで、No.19）、及び、被

申立人の公立学校臨時主事である申立人の組合員（甲第1号証のNo.10から12まで）は、地公法第22条の3の規定により任命された臨時的任用職員であり、地公法第3条第3項に規定する特別職に該当しないことから、同条第2項の規定により一般職の地方公務員である。そのため、同法第4条第1項の規定により地公法の規定が適用されることとなることから、地公法適用者については同法第58条第1項により労組法の適用が除外される。

さらに、本件救済申立てのうち、被申立人の公立学校常勤講師である申立人の組合員（甲第1号証のNo.18）は、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第3条の規定により任命された臨時的任用職員であり、同法第4条により、地公法第22条の3第1項から第4項までの規定は適用されないが、地公法第22条の3第6項の規定が適用されるため、同法第3条第3項に規定する特別職に該当しないことから、同条第2項の規定により一般職の地方公務員である。そのため、同法第4条第1項の規定により地公法の規定が適用されることとなることから、地公法適用者については同法第58条第1項により労組法の適用が除外される。

本件の不当労働行為救済申立ては、労組法第7条第2号及び第3号に基づくものとされるが、上記のとおり、申立人の組合員（甲第1号証のNo.13から15を除く）については、労組法が適用されているとは解せないため、申立人は、本件不当労働行為救済申立てについて申立人適格を有しない。

また、令和2年度被申立人から任命を受けていない申立人の組合員（甲第1号証のNo.13から15まで）は、申立人が「雇用継続」を目的とした交渉を求める前提となる任用がない。

よって、本件申立ては、いずれも不適法であり、却下されるべきである。

第3 被申立人の求釈明

1 求釈明事項

申立人は、請求する救済の内容において、労組法第7条第2号及び第3号の不当労働行為が成立し、大阪府労働委員会へ救済を申立てすることができる根拠を、改めて明確に主張したい。

2 釈明を求める理由

「第2 答弁の理由」のとおり、被申立人の組合員は、地公法第58条第1項の規定により、労組法の適用が除外されると解されることから、申立人に対しこの点について証明を求めるものである。

以上